

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月19日
【会社名】	株式会社静岡銀行
【英訳名】	THE SHIZUOKA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 柴田久
【本店の所在の場所】	静岡市葵区呉服町1丁目10番地
【電話番号】	(代表)054(261局)3131番
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 梅原弘充
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 株式会社静岡銀行 経営企画部
【電話番号】	(代表)03(3213局)0225番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 澤井康人
【発行登録の対象とした売 出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年9月8日
【発行登録書の効力発生日】	2017年9月16日
【発行登録書の有効期限】	2019年9月15日
【発行登録番号】	29-関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年11月19日(提出日)であります。
【提出理由】	発行登録書に一定の記載事項を追加するため、また、同発行登録書の添付書類である「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものであります。 (訂正内容については、本文及び添付書類をご参照ください。)
【縦覧に供する場所】	株式会社静岡銀行 東京営業部 (東京都千代田区丸の内1丁目6番5号) 株式会社静岡銀行 横浜支店 (横浜市西区北幸1丁目11番15号) 株式会社静岡銀行 名古屋支店 (名古屋市中区錦2丁目16番18号) 株式会社静岡銀行 大阪支店 (大阪市中央区西心斎橋2丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しの直後に、以下の記載が挿入される。)

<株式会社静岡銀行 2023年12月満期 米ドル建社債に関する情報>

(注)別段の記載がある場合を除き、本書において「米ドル」及び「セント」とはアメリカ合衆国の法定通貨を意味する。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。本書中の未定の事項は、2018年12月中旬に決定される予定である。

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社静岡銀行 2023年12月満期 米ドル建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	(未定)米ドル(注2)	売出価額の総額	(未定)米ドル(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000米ドル
償還期限	2023年12月21日		
利率	年(未定)%(年3.10%~4.10%を仮条件とする。)(注2)(注3)		
利払日	6月21日及び12月21日(注3)		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	静銀ティーエム証券株式会社 静岡県静岡市葵区追手町1番13号 マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 (以下「売出人」と総称する。)		

(注1)本社債は、株式会社静岡銀行(以下「発行会社」又は「当行」という。)により、下記(注4)に記載の代理人契約に基づき、2018年12月27日に発行され、ユーロ市場において募集される予定である。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2)売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で募集される本社債の券面総額と同額である。

上記仮条件は、2018年11月14日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終の条件は、条件決定日における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。

(注3)本社債の付利は2018年12月27日に開始する。

(注4)本社債は、発行会社及び財務代理人兼主支払代理人(以下「財務代理人」という。この用語には承継者たる財務代理人を含む。)としての株式会社三菱UFJ銀行ロンドン支店との間で2018年12月27日に締結される代理人契約(以下「代理人契約」と

いう。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。)に従い、その利益を享受して発行される。代理人契約に基づき選任される支払代理人を、以下「支払代理人」(この用語は財務代理人を含む。)という。

本社債の所持人(以下「本社債権者」という。)及び本社債についての利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、代理人契約の利益を享受し、拘束され、すべての条項について通知を受けているものとみなされる。下記「3 売出社債に関するその他の条件等 社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要である。代理人契約の写しは、支払代理人の指定事務所において入手することができる。

(注5)発行会社は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)から、その発行登録(社債:売出し)に関してAAの予備格付を2017年9月8日付で取得している。本書提出日現在、かかる予備格付の変更はされていない。発行会社は、本社債に関して、R&Iに格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にAAの格付を取得できる予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号03-6273-7471

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2018年12月14日から 2018年12月27日まで
申込単位	額面金額1,000米ドル	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人及び売出取扱人(下記(注1)に定義される。)並びに下記(注2)記載の金融機関の日本国内の本店及び各支店	受渡期日	2018年12月28日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記(注1)参照	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 静銀ティーエム証券株式会社は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱いを委託している。

会社名	住所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

(注2) 売出人は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の売出しに関する取扱業務の一部を行うことを委託している。

会社名	住所
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、若しくは米国人のために、本社債の募集又は売出しを行ってはならない。本(注3)において使用される用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内若しくはその属領内において、又は合衆国人に対し、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本(注4)において使用される用語は、1986年合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)及びそれに基づく規則により定義された意味を有する。

3【売出社債に関するその他の条件等】

社債の要項の概要

1．利息

各本社債は、2018年12月27日（同日を含む。）から上記利率による利息が発生し、額面金額1,000米ドルの各本社債につき、毎年6月21日及び12月21日（以下「利払日」という。）にそれぞれ（未定）米ドルが半年分の利息として後払いされる。ただし、初回の利払日である2019年6月21日には、2018年12月27日（同日を含む。）から2019年6月21日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000米ドルの各本社債につき、（未定）米ドルが支払われる。

各本社債はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本社債には、関連日（下記「6.税制上の理由による追加支払」に定義される。）まで上記利率で（判決の前後を問わず）継続して利息が発生する。

利息期間（以下に定義される。）以外の期間（かかる期間を以下「計算期間」という。）に係る本社債の利息を計算する場合、支払われる利息の金額は、本社債の未償還額面総額に上記利率を乗じて得られた金額に、日割計算率（以下に定義される。）を乗じて計算される。ただし、1セント未満を四捨五入する。

本書において、

「利息期間」とは、2018年12月27日（同日を含む。）又は利払日（同日を含む。）から直後の利払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「日割計算率」とは、計算期間に係る利息額の計算に関して、以下の算式により得られる数をいう。

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間の末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

2. 償還及び買入れ

(1) 最終償還

期限前に償還又は買入消却されない限り、本社債は、2023年12月21日にその額面金額で償還される。本書に定める場合を除き、本社債が発行会社の選択により償還されることはない。

(2) 税制上の理由による早期償還

()日本国(又は同国の若しくは同国内の徴税権を有する当局)の法律若しくは規則の改正若しくは変更、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈の変更(ただし、いずれの場合も、本社債の発行について合意された日以後に有効となる改正又は変更に限る。)の結果、発行会社が下記「6. 税制上の理由による追加支払」に定める又は記載される追加額の支払義務を負うこととなったか又は負うこととなり、かつ()発行会社がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、30日以上60日以内の通知(かかる通知は取消不能とする。)を本社債権者に対して行うことにより、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)をその額面金額に償還のための期日までの未払経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期日が到来すれば発行会社が当該追加額を支払うことを要することとなる最初の日から90日前の日より前に行わない。本項に基づく償還の通知の公表より前に、発行会社が当該償還を行う権利を有している旨及び当該償還を行う権利の前提条件が揃っていることを示す事実が記載された発行会社の代表取締役(下記「5. 担保設定制限」に定義される。)により署名された証明書並びにかかる改正又は変更の結果として発行会社が該当する追加額の支払義務を負うか又は負うこととなる旨の定評のある独立の法律顧問又は税務顧問による意見書を、発行会社は財務代理人に対し交付するものとする。

(3) 買入れ

発行会社及びその子会社はいつでも、公開市場又はその他において、いかなる価格でも本社債を買入れることができる。買入れられた本社債は、所持若しくは再販売するか、又は消却のためにこれを引渡すことができる。

(4) 消却

発行会社若しくはその子会社により又はこれらのために買入れられたすべての本社債は、当該各本社債をすべての期限未到来の利札とともに財務代理人に引渡すことにより、消却のために引渡され、そのように引渡された場合、(それらに添付されているか又はそれらとともに引渡されたすべての期限未到来の利札とともに)直ちに消却される。消却のためにそのように引渡された本社債を再発行し又は再販売することはできず、かかる本社債に関する発行会社の義務は免除される。

3. 支払

(1) 支払の方法

本社債に関する元金の支払は、アメリカ合衆国外に所在する支払代理人の指定事務所における本社債又は(場合により)利札の呈示及び引渡し(又は一部支払の場合は裏書)と引換えに、所持人を受取人とする米ドル建ての小切手の振出しにより又は所持人の選択によりニューヨーク市に所在する銀行に支払受領者が有する米ドル建口座への送金により行われる。支払期日が到来した利札の呈示及び引渡し以外の方法による本社債に関する利息の支払は、当該本社債の呈示及び引渡し又は裏書(適用ある場合)のいずれかによってのみ行われる。

上記にかかわらず、()支払期日の到来時に、上記の方法で支払代理人が本社債に関する支払を行うことができると合理的に期待して、発行会社がアメリカ合衆国外に指定事務所を有する当該支払代理人を選任し、()当該すべての事務所における当該金額の全額の支払が違法又は為替管理若しくは当該金額の支払若しくは受領に課される類似の規制により事実上不可能となり、かつ()かかる支払が、発行会社の意見によれば、発行会社に不利な税効果をもたらすことなく、その時点のアメリカ合衆国法により認められている場合には、本社債に関する支払は、ニューヨーク市に所在する支払代理人の指定事務所において上記と同じ方法により行うことができる。

(2) 法律に基づく支払

すべての支払は、常に()下記「6. 税制上の理由による追加支払」の条項を害することなく、支払がなされる場所において適用ある財政又はその他の法律、規則及び指令に服し、かつ()内国歳入法第1471条(b)に記載の合意に従い要求される源泉徴収若しくは控除、又は内国歳入法第1471条乃至第1474条の規定、かかる規定に基づく規則若しくは合意、かかる規定の公的解釈若しくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収若しくは控除の対象となる。当該支払に関し、いかなる手数料又は費用も本社債権者又は利札所持人に課されない。

(3) 期限未到来の利札の引渡し

各本社債は、償還のために、期限未到来のすべての利札とともにこれを呈示しなければならない。かかる呈示がなされない場合、期限未到来の各欠缺利札の額面金額に相当する金額(又は全額の支払でない場合は、かかる期限未到来の欠缺利札の金額のうち、支払済みとなる額面金額が支払うべき総額面金額に占める割合に相当する部分)が、支払われるべき金額から控除される。このように控除された金額は、(下記「7. 時効」に従い利札が無効になったか否かを問わず)該当する元本の支払に係る関連日から10年以内に当該欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。

(4) 非営業日

本社債又は利札に関する支払の日が、営業日にあたらぬ場合、本社債権者は翌営業日まで支払を受けることができず、かかる支払の延期に関し利息又はその他の金員の支払を受ける権利も有しない。本項において、「営業日」とは、当該呈示の場所、ニューヨーク市、ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日（土曜日又は日曜日を除く。）をいう。

（５）代理人の選任

発行会社により当初選任された財務代理人及び支払代理人並びにその指定事務所は、以下のとおりである。

株式会社三菱UFJ銀行ロンドン支店
(MUFJ Bank, Ltd., London Branch)

英国ロンドン市ロプメーカー・ストリート25 ロプメーカー・プレイス EC2Y 9AN
(Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London, EC2Y 9AN, United Kingdom)

財務代理人及び支払代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者又は利札所持人に対していかなる義務も負わず、又はこれらの者との代理若しくは信託の関係も引き受けるものではない。発行会社は、いつでも支払代理人を変更又は解任し、また、追加の又は他の支払代理人を選任する権利を有する。ただし、発行会社は、常に()財務代理人及び()欧州の主要都市に指定事務所を有する支払代理人を維持するものとする。また、発行会社は、上記(1)第二段落に規定する場合においては、(かかる時にそのような支払代理人が存在しない場合)ニューヨーク市における支払代理人を直ちに選任するものとする。かかる変更又は指定事務所の変更は、下記「10. 通知」に従い本社債権者に対し、速やかに通知される。

4. 地位

本社債及び利札は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ(下記「5. 担保設定制限」に従い)無担保の債務であり、これらの中で互いに優先することなく同順位であり、下記「5. 担保設定制限」の規定による場合を除き、また国税及び地方税に関する債務並びにその他法律により定められた例外を除き、発行会社が随時負担するその他すべての現在及び将来の無担保の債務(劣後債務(もしあれば)を除く。)と同順位である。

5. 担保設定制限

発行会社は、本社債又は利札が未償還(代理人契約に定義される。)である限り、関連債務(以下に定義される。)の保有者の利益のために、現在又は将来にわたり、()関連債務に関して期限が到来した金額の支払、()関連債務の保証に基づく支払、又は()関連債務に関する補償若しくはその他類似の債務に基づく支払を担保するために、抵当権、先取特権、質権又はその他の担保権を、発行会社又はその主要子会社(以下に定義される。)の財産若しくは資産の全部又は一部に対して設定せず又はこれらに存続することを容認せず、またかかる主要子会社にそれらを設定させず又はこれらに存続することを容認させない。ただし、これと同時に又はこれに先立って、(x)関連債務、関連債務の保証、関連債務に関する補償若しくはその他類似の債務に付与され若しくはこれらに関し存続している担保と同じ担保、又は(y)本社債権者の集会の特別決議(下記「11. 社債権者集会及び変更」に定義される。)により承認されたその他の担保若しくは保証を、本社債に対して付す場合若しくは付させる場合を除く。

本項において、

「本連結財務諸表」とは、発行会社の会計期間（以下に定義される。）に関し、関連GAAP（以下に定義される。）に基づき作成された発行会社及び連結子会社（以下に定義される。）の未監査連結財務諸表、又は、当該会計期間に監査済連結財務諸表が作成された場合には、前述のとおり作成された発行会社及び連結子会社の監査済連結財務諸表をいう。

「連結子会社」とは、発行会社の会計期間に関して、該当する本連結財務諸表において連結されている子会社をいう。

「会計期間」とは、文脈により、()4月1日に開始し翌3月31日に終了する期間、又は()4月1日、7月1日及び10月1日に開始する3か月間をいう。ただし、発行会社が会計年度を3月31日以外の日に終了するように変更する場合には、上記()及び()の規定はこれに準じて修正されたものとみなされる。

「主要子会社」とは、発行会社の連結子会社をいい、()直近の年次の監査済の本連結財務諸表に使用された当該連結子会社の非連結年次財務諸表（又は、該当する連結子会社が自身で連結財務諸表を作成している場合にはその連結年次財務諸表）に記載された経常収益が、かかる年次の監査済の本連結財務諸表に記載された発行会社及びその連結子会社の経常収益の5%以上である、又は()直近の年次の監査済の本連結財務諸表に使用された当該連結子会社の非連結年次財務諸表（又は、場合により連結年次財務諸表）に記載された総資産が、かかる年次の監査済の本連結財務諸表に記載された発行会社及びその連結子会社の総資産の5%以上である会社をいう。発行会社の意見において、連結子会社が特定日において主要子会社であるか否か、又はあったか否かを記した発行会社の代表取締役により署名された証明書は、明白な誤りがない場合、最終的なものであり、全当事者を拘束する。

「関連債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート若しくはその他の類似の証券の形式をとる、又はこれらにより表章される若しくは証明される、その設定から1年超の満期を有するいずれかの者の現在又は将来の債務であって、()その要項上、円以外の通貨により支払われるもの若しくは支払を受ける権利を付与するものか、又は円建てで、発行会社若しくは該当する主要子会社により若しくはこれらの授権により、その元本総額の50%を超える分が日本国外において当初販売されたもので、()当該時点において日本国外の証券取引所、店頭登録市場若しくはその他の類似の有価証券市場で値付けされ、上場され、通常取引若しくは取扱いが行われ、又はこれらが企図されているものをいう。

「関連GAAP」とは、日本国の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）に基づく本連結財務諸表の作成の目的のために発行会社が採用した会計原則であり、日本国において一般に認められているもの又は国際財務報告基準（国際会計基準審議会が発行したもの又は適用ある場合には、企業会計基準委員会が採用若しくは承認したもの）のいずれかによるものをいう。

「代表取締役」とは、発行会社の取締役であり日本国の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）に規定される代表取締役である者又は発行会社の会社法に規定される代表執行役をいう。

6. 税制上の理由による追加支払

発行会社により、又は発行会社のために行われる本社債又は利札に関する元利金の支払はすべて、日本国（又は同国の若しくは同国内の徴税権を有する当局）により、又はこれらにおいて課され、徴収され、回収され、源泉徴収され、又は請求されることのあるいかなる性質の租税、賦課金又は公租公課（以下「税金」という。）も源泉徴収又は控除されることなく行なわれる。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、当該源泉徴収又は控除が要求されなかったならば本社債権者及び利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本社債又は利札に関する当該追加額の支払は行われない。

- () その他の関連：単に本社債又は利札を所持しているという理由以外に、日本国と何らかの関連があるとの理由で当該本社債又は利札に係る当該税金を負担する日本国の非居住者又は外国法人である所持人又はこれらに代わる第三者に対する場合。
- () 特殊関係者：日本国の非居住者又は外国法人であって、発行会社を支配するか若しくは発行会社に支配される者若しくは法人又はその他日本国の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第6条及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。以下「政令」という。）に規定される、発行会社と特殊の関係にある者若しくは法人である所持人又はこれらに代わる第三者（以下「特殊関係者」という。）に対する場合。
- () 関連日から30日を経過した日より後の呈示：関連日から30日を経過した日より後に支払のため呈示された場合（ただし、その所持人が関連日から30日目の日に支払のためこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。）。
- () 日本国居住者：日本国の税務上の目的において日本国の居住者又は日本法人として取り扱われる所持人又はこれらに代わる第三者（()非課税情報（以下に定義される。）の提供又は非課税適用申告書（以下に定義される。）の提出要件を満たす指定金融機関（以下に定義される。）及び()該当する本社債に係る利息を自らを選任する日本国における支払取扱者を通じて受領するとの理由で発行会社により源泉徴収又は控除される税金を免除されているその地位について、関連する支払代理人又は発行会社に対し（直接的に、又は参加機構（以下に定義される。）若しくはその他を通じて）適切に通知を行った日本国の居住者又は日本法人を除く。）に対する場合。
- () 非居住の申告：該当する所持人が、関連当局に対し非居住の申告又は免除のためのその他類似の非課税適用申告書を提出することにより、当該源泉徴収又は控除を回避することができるであろう（又はできたであろう）場合。

本書において、

本社債又は利札に関する「関連日」とは、当該本社債又は利札に係る支払期限が最初に到来した日又は（支払われるべき金員が不当に留保又は拒絶されている場合）未払金額の全額が支払われた日若しくは（それより早い場合は）本社債の要項（以下「本要項」という。）に従い本社債若しくは利札のさらなる呈示をもって当該支払が行われるという本社債権者に対する通知が適切に行われた日から7日後の日（ただし、実際にかかる呈示による支払が行われた場合に限る。）をいう。本書における「元本」及び／又は「利息」への言及は、本項に基づき支払われる追加額を含むものとみなされる。

「参加機構」とは、租税特別措置法及び政令（関連する省令及び規則とともに、以下「租税法」という。）が定める国際決済機構又は特定の金融仲介機関の特定の参加機構をいう。

「指定金融機関」とは、租税法に規定される特定の分類に属する日本国の金融機関をいう。

「非課税情報」とは、所持人が税金の源泉徴収又は控除要件を免除されていることを参加機構が確認できるよう租税法に定められた特定の情報をいう。

「非課税適用申告書」とは、源泉徴収の免除に係る申請書をいう。

内国歳入法第1471条乃至第1474条の規定、かかる規定に基づく規則若しくは合意、政府間協定又はこれらの規定に関連して他の法域により採択された施行法又は米国内国歳入庁との間の合意に基づき、本社債の又は本社債に関する支払に関して控除又は源泉徴収が要求される場合（以下「FATCA源泉徴収」という。）には、かかる控除又は源泉徴収のための追加額の支払は行われず。さらに、発行会社は、投資家に対して、発行会社、支払代理人又は発行会社の代理人ではないその他の当事者により控除又は源泉徴収されたFATCA源泉徴収について、その他の方法により補償する義務を負わない。

7. 時効

発行会社に対する本社債及び利札に関する支払の請求は、その適切な関連日から（元本の場合は）10年以内又は（利息の場合は）5年以内に行われなければ、時効により無効となり、失効する。

8. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、かつ継続している場合、本社債の所持人は、財務代理人の指定事務所に対し、当該本社債が直ちに支払われるべき旨を書面で通知することができ、これにより当該本社債の支払期限が直ちに到来し、その額面金額の100%に（適用ある場合）支払日までの経過利息を付して、支払が行われる。ただし、財務代理人が当該通知を受領する前に当該債務不履行事由が是正された場合にはこの限りではない。

- （ ）支払不履行：発行会社が、期限の到来した本社債の利息の支払を怠り、かかる不履行が7日以内に是正されない場合。
- （ ）義務の違反：発行会社が本社債に係るその他の義務の履行若しくは遵守を怠った場合において、かかる不履行が是正できないものである場合、又は本社債権者が財務代理人の指定事務所に対してかかる不履行の是正を求める通知を行った後30日以内にこれが是正されない場合。
- （ ）債務に関するクロスデフォルト：未償還額面総額が5億円（又は本項が適用される日において財務代理人が誠実に選択した主要銀行が公表する対日本円直物相場の仲値に基づく関連通貨によるその相当額）以上である発行会社若しくは主要子会社の借入金債務についてその条項に関する債務不履行の結果、期限の利益が喪失し、若しくはその所定の満期前に期限の利益喪失宣言が可能となった場合、又は未償還額面総額が5億円（又は本項が適用される日において財務代理人が誠実に選択した主要銀行が公表する対日本円直物相場の仲値に基づく関連通貨によるその相当額）以上の、請求に応じて支払期限の到来するかかる借入金債務が、請求に基づき（又は当初設定された適用ある猶予期間の満了時に）支払われなかった場合。
- （ ）保証／補償に関するクロスデフォルト：発行会社又は主要子会社が、未償還額面総額が5億円（又は本項が適用される日において財務代理人が誠実に選択した主要銀行が公表する対日本円直物相場の仲値に基づく関連通貨によるその相当額）以上の借入金債務に関して提供した保証及び／又は補償に基づく支払を怠り、その他、それに基づく期限が到来した債務の不履行があった場合。
- （ ）倒産手続の開始：発行会社又は主要子会社に関して、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含む。）、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含む。）、会社法又は日本国その他の法域におけるこれらに類するその他の適用法令に基づく破産手続、更生手続、再生手続、特別清算手続若しくは調整の開始の決定を求める手続が発行会社又は当該主要子会社に対して開始され、かかる手続が60日以内に取下げ又は停止されない場合。
- （ ）支払不能／解散の決定：管轄裁判所による、発行会社若しくは主要子会社に関して日本国その他の法域の破産法、会社更生法、民事再生法、会社法その他これらに類する適用法令に基づく破産、更生、再生、特別清算若しくは調整の開始決定を求める申立を承認する最終的かつ不服申立のできない命令、又は、管轄裁判所による、発行会社若しくは主要子会社の、若しくはそのいずれかの財産の全部若しくは重要な部分についての管財人、清算人、受託者若しくは破産管財人を選任する、若しくは破産若しくは支払不能の状態にある発行会社若しくは主要子会社を閉鎖、解散若しくは清算する最終的かつ不服申立のできない決定若しくは命令がなされた場合。
- （ ）解散決議：発行会社又は主要子会社の閉鎖、解散又は清算に関し、発行会社又は当該主要子会社の有効な決議が採択された場合。ただし、新設合併、合併、吸収合併若しくは事業再建を目的とするか又は

これらに基づき、存続法人又は新設法人が、（発行会社の場合には）本社債及び利札に基づく発行会社の一切の債務、又は（主要子会社の場合には）当該主要子会社の事業、営業及び資産を有効に承継する場合を除く。

- () 倒産手続の申立：発行会社又は主要子会社が、(a)日本国その他の法域の破産法、会社更生法、民事再生法、会社法その他これらに類する適用法令に基づく破産手続、更生手続、再生手続、特別清算手続若しくは調整の開始決定を求める申立を自ら行い、若しくはかかる手続の申立に同意し、(b)自らについて、若しくはその財産の全部若しくは重要な部分について、管財人、清算人、受託者若しくは破産管財人が選任されることに同意し、若しくはこれを黙認し、又は(c)その債権者のための包括的譲渡を行う場合。
- () 支払停止：発行会社又は主要子会社が破産法又はその他の法域の適用ある法律の意味するところの支払停止を行う場合。
- () 営業の停止：発行会社又は主要子会社が営業を停止し、又はその取締役会の正式な行為を通じて停止するおそれがある場合。ただし、上記()に記載される新設合併、合併、吸収合併又は事業再建を目的とする場合を除く。
- (xi) 担保権者：担保権者が発行会社若しくは主要子会社の資産若しくは事業の全部若しくはその重要な部分の占有を取得した場合、又は発行会社若しくは主要子会社の資産の全部若しくはその重要な部分に差押、執行その他類似の手続が課され、強制され、若しくは請求された場合であって、60日以内に解除、取下げ又は支払がなされない場合。

9．本社債及び利札の代り券の発行

本社債又は利札が紛失し、盗失し、毀損し、摩損し又は破損した場合、代り券の発行に関連して発生する手数料及び費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠、担保及び補償（特に紛失し、盗失し又は破損したとされる本社債又は利札がその後支払のために呈示された場合に、当該本社債又は利札に関して発行会社により支払われるべき金額が要求に応じて発行会社に対して支払われる旨が定められることがある。）並びにその他の条件に基づき、適用ある法律、規則及び証券取引所又はその他の関連当局の規則に従って、財務代理人又は発行会社が当該目的のために随時指定するその他の支払代理人（当該指定に係る通知が本社債権者に対して行われる。）のそれぞれの指定事務所において代り券を発行することができる。毀損し、又は摩損した本社債又は利札は、代り券が発行される前に提出しなければならない。

10．通知

本社債権者に対する通知は、ロンドンにおいて一般に流通する日刊新聞（フィナンシャル・タイムズが予定されている。）に掲載された場合に有効となる。かかる掲載を実務上行うことができない場合、ロンドンにおいて一般に流通する他の主要な英字の日刊新聞に掲載された場合に通知が有効になされたものとする。かかる通知は、その掲載日に行われたものとみなされ、2回以上又は異なる日に掲載された場合は、最初の掲載日に行われたものとみなされる。

利札所持人は、すべての目的において、本項に従い本社債権者に対して行われた通知の内容を認識しているものとみなされる。

本社債が大券により表示され、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）、クリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム」という。）又はこれら以外の決済機構のために保管されている限り、本社債権者及び利札所持人に対する通知は、関連する決済機構に対し、権利を有する口座保有者に対してこれらが連絡するよう関連する通知を交付することによりすること

ができ、いかなる場合も、かかる通知は、本項に従い、関連する決済機構に交付された日に本社債権者及び利札所持人に行われたものとみなされる。

11. 社債権者集会及び変更

(a) 社債権者集会

代理人契約には、本要項を変更する本社債権者の集会の特別決議（代理人契約に定義される。）による承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者が招集することができる。特別決議について審議するために招集される集会の定足数は、当該時点において本社債の未償還額面総額の過半を保有し、若しくは代表する2名以上の者であり、又は延会においては保有され若しくは代表される本社債の額面金額の如何にかかわらず、本社債権者であり、又はこれを代表する2名以上の者である。ただし、()本社債の満期若しくは償還の日若しくは本社債の利息の支払日の変更、()本社債の元本若しくは利息の減免、()本社債若しくは利札の支払通貨の変更、又は()本社債権者の集会における定足数若しくは特別決議の可決に要する多数に関する規定の変更等の提案の審議が当該集会の議題に含まれている場合、必要とされる定足数は、当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上（延会においては25%以上）を保有し、又は代表する2名以上の者である。適正に可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該本社債権者が当該決議を可決した集会に出席していたか否かを問わない）及びすべての利札所持人を拘束する。

代理人契約は、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する本社債権者により又はかかる者のために署名された書面決議は、すべての目的において、適正に招集及び開催された本社債権者の集会で可決された特別決議と同様に有効であり拘束力がある旨規定している。当該書面決議は、1名以上の本社債権者により、又はかかる本社債権者のためにそれぞれ署名された、1通の文書又は同様の様式の複数の文書により行うことができる。

本項において、発行会社若しくはその子会社により又はそれらのために所持される本社債については、所持人は本社債権者の集会において議決権を行使することができず、本社債権者の集会の定足数の計算においては残存しないものとみなされる。

(b) 代理人契約の変更

発行会社は、その単独の意見において、本社債権者の利益を害しないと合理的に予想しうる場合にのみ、代理人契約を変更すること、又は代理人契約の違反若しくは違反の申し出若しくは代理人契約の不遵守に係る放棄又は承認を容認する。本要項（本項を含む。）に基づく、本社債権者の利益を害するか否かの判断は、発行会社がこれを行い、代理人はかかる判断に関するいかなる責任又は義務も負わない。すべての変更は本社債権者を拘束し、財務代理人が別段の合意をしない限り、すべての変更はその後実務上可能な限り速やかに、上記「10. 通知」に従って発行会社により本社債権者に対して通知される。

12. 追加発行

発行会社は、本社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、すべての点（又は初回の利払以外のすべての点）において本社債と同じ要項を有する追加的な社債を随時成立させ、発行し、かかる社債を当該本社債と統合して単一のシリーズを構成するものとすることができ、本要項における「本社債」の記載はこれに従って解釈される。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

いかなる者も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいて本社債の要項を実施する権利を有しない。

14. 通貨補償

発行会社から本社債権者又は利札所持人に支払う旨が明示された金額に関し、本社債権者又は利札所持人が該当する本社債又は利札に基づき支払がなされるべき通貨以外の通貨で受領又は回収した（発行会社の支払不能、閉鎖又は解散における、いかなる法域の裁判所の判決又は命令の結果としてか、それらの執行の結果としてかを問わない。）金額は、当該受領又は回収の日に（又は当該日に購入することが実務上可能でない場合、それが実務上可能となる最初の日に）当該他の通貨で受領又は回収した金額によって受領者が購入できる当該本社債又は利札の支払通貨の金額の限度でのみ、発行会社に対する免責を構成する。受領又は回収した金額が本社債又は利札に基づき受領者に支払う旨が明示された金額に満たない場合、発行会社は、その結果として当該受領者が被った損失につき当該受領者を補償するものとする。いかなる場合も発行会社は、かかる購入の際に生ずる費用につき受領者を補償するものとする。本項において、（場合により）本社債権者又は利札所持人は、実際に購入を行えば損失を被ったであろうことを示すのみで足りる。これらの補償は、発行会社のその他の義務とは別個独立の義務を構成し、別個独立の請求原因を生じさせるものとし、本社債権者又は利札所持人により認められる履行猶予にかかわらず適用されるものとし、本社債又は利札に関して支払うべき金額についての損害賠償の判決、命令、請求若しくは証拠又はその他の判決若しくは命令にもかかわらず、完全な効力を有し続ける。

15. 準拠法及び管轄裁判所

（a）準拠法

本社債及び利札並びにこれらに起因して又はこれらに関連して生じる契約に基づかない一切の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

（b）管轄裁判所

本社債又は利札に起因して又はこれらに関連して生じるあらゆる紛争の解決については英国の裁判所が管轄権を有し、したがって、本社債又は利札に起因して又はこれらに関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「訴訟手続」という。）は、英国の裁判所に提起することができる。発行会社は、英国の裁判所の管轄権に取消不能の形で服し、裁判管轄を理由として又は訴訟手続が不都合な裁判地に提起されたことを理由として訴訟手続について異議を申立てる権利を放棄する。かかる管轄権に服することは、本社債権者及び利札所持人の利益のために行われるものであり、これらの者が管轄権を有するその他の裁判所において訴訟手続を行う権利に影響を及ぼすものではなく、1つ又は複数の法域において訴訟手続を行うことは、（同時になされるか否かを問わず）法律により認められる場合、その限度においてその他の法域において訴訟手続を行うことを妨げるものではない。

（c）送達

発行会社は、英国における訴訟手続に関する送達を発行会社のために又はこれに代わり受領する英国における代理人として、ロンドン市シルク・ストリート1 EC2Y 8HQに所在するハックウッド・セクレタリーズ・リミテッドを取消不能の形で選任する。かかる送達は、（発行会社に転送され、発行会社が受領したか否かにかかわらず）当該送達代理人に送達された時点で完了したものとみなされる。何らかの理由により当該送達代理人がその業務の遂行を停止するか、又はロンドン市の住所を有しなくなった場合、発行会社は、後任の送達代理人を選任することに取消不能の形で合意し、上記「10. 通知」に従

い、かかる選任を直ちに本社債権者に通知する。いかなる事項も法律により許容される方法による送達を行う権利に影響を及ぼさない。

16. 様式、券面額及び権原

(a) 様式及び券面額

本社債には社債券番号が付され、無記名式であり、各社債券の額面金額は1,000米ドルで、利札を付して発行される。

(b) 権原

本社債及び利札の権原は、受渡しにより移転する。管轄裁判所の命令によるか又は法律により要求される場合を除き、本社債又は利札の所持人は、(支払期限が過ぎたか否かを問わず、また所有権、信託若しくは持分に係る通知、券面上の記載又は盗失若しくは紛失にかかわらず)すべての目的においてその完全な権利者として取り扱われ、いかなる者もそのように取り扱うことにつき責任を負わない。

17. 大券

(a) 当初発行

本社債は当初、仮大券により表章される。発行会社は、本社債を発行する直前に、財務代理人に適正に作成された仮大券及び恒久大券を交付し、財務代理人(又はその代理人)はこれを認証する。財務代理人はその後、仮大券及び恒久大券をユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に引渡すため、仮大券及び恒久大券を発行会社に又は発行会社の指図に従い返却する。

(b) 交換

仮大券は、予定日である2019年2月5日かそれ以後、その全部又は一部を、仮大券に定められた様式に従った非米国人による所有の証明書を取得した後、恒久大券に係る持分に交換することができる。恒久大券は、()恒久大券がユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルク若しくはその他の決済機構のために保管されており、かつかかる決済機構が連続する14日間業務を停止し(法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。)、若しくは恒久的に業務を停止する意向を表明し、若しくは実際に恒久的に業務を停止した場合、又は()本社債の元本が期限の到来時に支払われない場合、所持人が手数料を負担することなく、その全部(次段落に記載する場合を除いて一部は不可。)を確定社債券に交換することができる。その結果所持人は、財務代理人に対し、通知に規定された交換日(以下に定義される。)当日かそれ以降に恒久大券を確定社債券に交換する意向を通知することができる。

本社債の元本が期限の到来時に支払われない場合、恒久大券の所持人は、財務代理人への通知(上記「8. 債務不履行事由」に記載の債務不履行の通知を兼ねることができるが、かかる通知と兼ねることを要しない。)により、当該通知に記載された交換日以後に恒久大券の特定の額面金額(本社債が表章する残存額面金額以下の金額(ただし、恒久大券がユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルク若しくはその他の決済機構により又はそれらのために保有されている場合は、当該決済機構が同意する金額))を確定社債券に交換することを要求することができる。

「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日の60日(上記()に基づく交換の場合は30日)以上後の日であって、財務代理人の指定事務所が所在する都市及び(上記()に基づく交換の場合を除き)関連する決済機構が所在する都市における銀行営業日をいう。

(c) 支払

恒久大券に係る持分との交換が不当に留保又は拒絶された場合を除き、仮大券についてはいかなる支払も行われぬ。恒久大券により表章される本社債の元本及び利息の支払は、裏書のための呈示及び(本社債に関するさらなる支払が行われぬ場合には)財務代理人若しくはかかる目的のために本社債

権者に通知されたその他の支払代理人に対する又はこれらの者の指図による恒久大券の引渡しと引換えに行われる。このように行われた各支払の記録は、恒久大券の適切な別紙に裏書され、かかる裏書は、本社債に関してかかる支払が行われたことの推定的な証拠となる。

恒久大券に関して行われる支払については、上記「3. 支払（4）非営業日」に定義される「営業日」において呈示の場所は関係がない。

課税上の取扱い

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- （ ）本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ ）本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は、当該法人の課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は、当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- （ ）本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したものの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。日本国の内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- （ ）日本国の居住者は、本社債の利息、償還差損益及び譲渡損益について、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

第3【その他の記載事項】

発行登録目論見書の表紙には、発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人及び売出取扱人の名称を記載する。また、発行登録目論見書の表紙裏以降に以下の文言を記載する。

「株式会社静岡銀行 2023年12月満期 米ドル建社債（以下「本社債」という。）への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するに当たり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替相場が変動するリスク

本社債は、米ドル貨をもって表示されるため、日本円 / 米ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがある。

信用リスク

本社債の発行会社の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。本社債の発行会社の信用状況の悪化等により、償還金額や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じたりして、投資額の一部又は全部を失うおそれがある。

本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、金利の動向及びその水準の変化並びに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。」

< 上記の社債以外の社債に関する情報 >

第二部【参照情報】

第2【参照書類の補完情報】

(発行登録書の「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を以下のとおり訂正する。)

<訂正前>

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本発行登録書提出日(平成29年9月8日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<訂正後>

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本訂正発行登録書提出日(2018年11月19日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

株式ポートフォリオ

当行では市場リスクのある株式を保有しており、大幅な株価下落が生じた場合は減損または評価損が発生し、当行の業績に影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

債券ポートフォリオ

当行では、日本国債、米国モーゲージ債などの市場リスクのある債券を保有しており、内外金利が大幅に上昇した場合は評価損が発生し、当行の業績に影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

トレーディング取引と為替取引

当行では、デリバティブ取引を含む金融商品の短期取引を行うトレーディング取引や為替取引を行っており、金利、為替相場、債券相場の変動などにより保有する資産・負債の価値が悪化し、損失を被る可能性があります。

(2) 信用リスク

不良債権の状況

景気動向などに基づき取引先の財務内容などが悪化した場合は、当行の不良債権および与信関係費用が増加し、業績に悪影響を与えるとともに自己資本の減少につながる可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行では、金融検査マニュアルなどに基づき貸倒引当金を計上しておりますが、予想損失額算出の前提条件と比較して、著しい経済状態の悪化や不動産価格の下落などが生じた場合は、貸倒引当金の積み増しを行わざるを得なくなり、業績に悪影響を与えるとともに、自己資本の減少を招く可能性があります。

権利行使の困難性

不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券価格の下落などの事情により、担保権を設定した不動産などを換金し、または貸出先の保有する資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。この場合、信用コストが増加するとともに不良債権処理が進まない可能性があります。

地域の経済動向に影響を受けるリスク

当行では、貸出金の約6割が静岡県内向けであり、貸出金や信用リスクの増減などは、主要営業基盤である静岡県の経済動向に左右される可能性があります。

(3) 流動性リスク

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）があります。

また、債券などの金融商品の売買において、市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

(4) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、「当行における各業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失が発生しうるリスク」をいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク等の8つのリスクカテゴリーに区分し、管理しております。

事務リスク

各種銀行取引に伴う事務を適宜適切に処理しなかったこと、および事務プロセスそのものの不備、ならびに外部者による窃盗や詐欺などの事故が発生した場合、金融資産の喪失や原状回復にかかわる対応費用などの発生により損失を被る可能性があります。

システムリスク

災害、各種機器や通信回線の故障、プログラムの不備などによりコンピューターシステムが停止・誤作動したり、コンピューターの不正使用、サイバー攻撃などにより情報の破壊や流出が発生した場合、決済機能やサービス業務の停止、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理リスク・業務委託リスク

(情報管理リスク)

当行が管理している顧客情報や経営情報などについて漏洩、紛失、改ざん、不正使用などが発生した場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(業務委託リスク)

当行業務の委託先において、当行が委託した業務に関し事務事故、システム障害、情報漏洩などの事故が発生した場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

リーガルリスク

当行役職員の業務上における法令等違反行為やお取引先などとの不適切な契約の締結および重大な訴訟が発生した場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2018年3月31日現在、当行の経営に重要な影響を及ぼす訴訟はありません。

有形資産リスク

災害、犯罪または資産管理の瑕疵などの結果、当行の有形資産が毀損したり当行の有形資産が顧客などに損傷を与えた場合、有形資産の再構築費用などの発生や、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人的リスク

人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題などに関連する重大な訴訟などが発生した場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

地域、お取引先、投資家、報道機関、インターネットなどで、事実と異なる風説や風評により評判が悪化したり、不適切な業務運営などが明るみに出ることにより当行に対する信頼が低下し業務運営に支障をきたした場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他オペレーショナル・リスク

「お客さまおよび外部委託先」以外の外部で発生した事故など、上記 ~ のリスクカテゴリーのいずれにも属さないオペレーショナル・リスク事象が発生した場合、金融資産の喪失や原状回復にかかわる対応費用などの発生により損失を被る可能性があります。

(5) コンプライアンス

当行では、企業倫理の重要性を経営の最重要課題として認識し、諸施策の実施を通じてコンプライアンス態勢の整備につとめておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本に係るリスク

自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりますので、国際統一基準の規制水準以上の自己資本比率を維持しなければなりません。当行の自己資本比率は、現在、この基準を上回っておりますが、利益剰余金、保有有価証券の評価差額などの増減、リスク・アセット等の変動などにより影響を受けます。

税効果会計

現時点の会計基準に基づき、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上しております。今後、会計基準に何らかの変更があり繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断される場合は、当行の業績ならびに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損会計

今後、固定資産の減損に係る会計基準および適用指針に何らかの変更がある場合や、所有する固定資産に損失が発生した場合には、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他のリスク

法務リスク

当行では、銀行法をはじめとして、現時点における様々な法令など(日本および当行が事業を営むその他の市場における法律、政令、省令、規則、告示、関係当局のガイドラインなどを含まず)の規制に従って業務を遂行しております。

将来における法令などの制定や改正、ならびにそれらによって発生する事態が当行の業務遂行や業績に影響を及ぼす可能性があります。発生する影響の具体的内容について予測することは困難です。

年金債務

年金資産の時価が下落した場合や、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、また、予定給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も、年金債務および未認識債務に影響を及ぼす可能性があります。

規制変更

将来における法律、規制、政策、実務慣行、解釈、その他の政策の変更により、当行の業務遂行や業績などに影響を及ぼす可能性があります。

競争

近年、金融制度は大幅に規制緩和が進展していることに加え、地域金融機関の再編や他業態による金融分野への参入などにより、金融業界の競争環境が大きく変化しております。その結果、当行の営業基盤における競争が激化し、他金融機関などに対して競争優位を得られない場合、当初計画している営業戦略が奏功しないことにより、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

地震リスク

当行の主要営業基盤である静岡県内を中心とした巨大地震が発生した場合、当行自身の被災による損害のほか、お取引先の業績悪化による信用リスクの上昇などを通じて、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。